

地震・台風等による災害に対する非常措置について

本校におきましては、京都市域（学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区）に震度5弱以上の地震があった場合や京都市域（「京都南部」「京都・亀岡」）に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は以下の措置をとらせていただきます。

今後、地震（震度5弱以上）が発生したり、台風が接近したりすることがありましたら、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意していただきますようお願いいたします。
（「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、休業とはいたしません。）

【地震】に対する非常措置について

状 況	措 置	内 容
登校前に 「震度5弱以上の地震」 発生した場合	臨時休業	◇ 次の登校日は、臨時休業になります。 ・下校時から夜の午前0時までに発生した場合…「翌日」臨時休業 例:5月28日(木)午後11時に発生した場合は、翌29日(金)は臨時休業。 ・午前0時から、登校までに発生した場合…「当日」臨時休業 例:5月29日(金)午前2時に発生した場合は、当日29日(金)は臨時休業。 ・土日祝日などの休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業とする。 例:5月29日(金)午後5時に発生した場合は、6月1日(月)は臨時休業。 ※ただし、安全が確保でき、授業等を実施する場合は、すぐ一斉配信、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。 ※臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から学校ホームページやすぐ一斉配信により連絡します。
在校中(登校後)に 「震度5弱以上の地震」 発生した場合	学校に 留め置き ↓ 引き渡し	◇途中で授業を中止し、臨時休業とします。 ※下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者に引き渡し、帰宅します。 ※<u>集団下校は行いません</u>ので、必ず保護者などの迎えが必要です。 （「暴風警報」発令時と対応が異なります。ご注意ください。）

【特別警報】【暴風警報】に対する非常措置について

特別警報	暴風警報
登校前に発令された場合	
◇「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。 ◇「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。 ・午前0時までに解除になった場合 →5校時(午後1:45)から始業 ※給食は中止 ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 →臨時休業	◇「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。 ◇「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。 ・午前7時までに解除になった場合 →いつも通りに登校平常授業 ※給食あり ・午前9時までに解除になった場合 →3校時(午前10:45)から始業 ※給食あり ・午前11時までに解除になった場合 →5校時(午後1:45)から始業 ※給食は中止 ※水曜日は午後1:25から始業 ・午前11時現在、警報発令中の場合 →臨時休業
在校中(登校後)に発令された場合	
◇ 直ちに臨時休業とします。 ※下校の安全が確認できるまで、児童は学校に留め置きます。学校ホームページやすぐーる配信により、引き渡しをさせていただく旨、お知らせいたします。 ※「特別警報」が解除された後の措置については、学校ホームページやすぐーる配信でお知らせします。	◇授業を中止して、臨時休業とします。 ※下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、家庭環境調査票に書かれた方法で下校をします。 ※家庭環境調査票の「下校方法」を「保護者が迎えに来る」を選んだ方については学校待機となりますので、できるだけ早く迎えに来てください。 ※集団下校での帰宅も危険な場合は、保護者の方と連絡がとれるまで児童全員を学校にて留め置くこととします。

・「大雨警報」「洪水警報」が発表されている場合であっても、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令されている場合や可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、学校ホームページやすぐーる配信等で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。

・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き(家に在宅、外出するが、〇時に帰宅する、など)をお子さんとお確かめください。